

紹介

最近の西ドイツ・フランス・アメリカの

自主管理運動について

津 島 陽 子

は し が き

政治、経済、社会の各分野における徹底した民主主義的変革を当面の課題とする先進民主主義諸国の革命では、独占資本にたいする民主的規制と国有化政策とが、経済的民主主義の実現にとって中心的位置を占めることは言うまでもない。

そして、経済的民主主義の実現は、民主的規制と国有化を軸とした、経済のあらゆる分野における労働組合や労働者の下からの監視と規制、管理、運営への参加の運動、一言で言えば、「反独占」の民主主義運動によって可能となるものである。

日本においても、経済的民主主義の問題が労働運動の当面

する重要な問題として提起され、⁽¹⁾経済的民主主義における「民主的規制」の問題も、具体的内容をもって展開される段階に至っているが、世界の労働運動における一つの潮流として、自主管理運動が、無視できない一つの勢力としてその運動範囲を拡大しつつあることも見逃せない現実である。

本稿では、最近の西ドイツ、フランス、アメリカにおける自主管理運動について若干の論評と紹介を試みるものである。⁽²⁾

(一)

最初に、西ドイツの共同管理についてのべているオリヴィエ・コルベ論文からみていこう。従来、フランスにおいては、西ドイツの共同管理についてのべられることが少なく、従っ

て不明の部分が多かったのであるが、コルベは、「共同管理と資本主義」、副題として『ドイツ連邦国における共同管理の評価、批判及び展望』と題する論文³において、次のような考察をおこなっている。

先ず、「はしがき」の部分で、コルベは自己の問題意識を概略次のようにのべている。

最近、ル・モンド誌は、「西ドイツの労資同数の代表から成る共同決定は、アメリカの投資家に不安を与えている」とのべているが、これは、アメリカ帝国主義のチリを例にとつた一種の「おどし」であり、多くの人々はアメリカ帝国主義のこの「おどし」を嘲笑しているのだが、これとは反対に、太平洋のこちら側では、共同決定は長いこと「資本と労働の連合の、ずるい危険な試みであり、労働者階級の公正な利害を陰弊し、闘争の賭金^{えもの}をあいまいにする社会的政治的統合の一様式」としての評価を得てきている。

フランスの自主管理論者が、ドイツの共同決定を否定していることは、社会党の最近の会議の最後の動議のなかで、「自主管理は、その実現において完全に共同決定のあらゆる形態から区別されるだろう」と、のべていることから明らか

かであるし、大労働組合のどれも、共同決定について語ろうとしていないのだが、しかし、「それにもかかわらず、共同決定によって提起された諸問題、経済的社会的諸結果、階級闘争に及ぼす諸影響、諸限界を学びとるために、アメリカの投資家たちに不安を与えるようにみえるこの計画を分析することが必要である。」⁴として、フランスの自主管理との対比を念頭におきつつ、四つの部分に分けて歴史的な考察と評価を展開する。

以下、論旨を辿ってみよう。

西ドイツにおいて、共同決定という語は、「労働者の代表と資本家の代表との間に制定された法関係の二形態」をさし、一つは、一九五一年の法律による労資同数の代表からなる共同決定法、一つは、資本家代表三分の二、労働者代表三分の一による一九五二年に制定された経営組織法である。⁵

コルベによれば、前者は、「資格をそなえた (Qualifizierte)」共同管理であり、製鉄、採炭企業にみられるが、実際には労働者人口の二パーセントにしか満たない四五万人の労働者にかかわるものであって、法的には民主的構成をとっているが、実質的には、監督委員会の任命権は、十一名全員（資本家代

表五名、労働者代表五名、第三者一名)によるよりも、株主によることの方が多く、企業の監督委員会における労働者の監督者も、他の二名の監督者の同意と協力なしには存在できないことになっている。

後者は、ドイツの殆ど全企業に適用されているが、監督委員会は六名の株主代表と三名の労働者代表から構成され、前者におけるような、第三者すなわち一名の仲裁人の存在も認められない。

また「経営協議会」は、賃金、労働条件、就業規則等の問題について、管理者と話し合いはできるが、交渉方式による話し合いの中では、決定的な影響を行使できず、解雇にさいしても、たんなる聴取権ないし協力権を認められるにすぎないという「制限された(Festnahme)」ものである。

一九五二年法は、一九四九年の労働組合運動の高まりの中でおこなわれた一九五一年二月一日のDGB(ドイツ労働組合総同盟)によるゼネストの産物であり、戦前の歴史においては進歩的であつたが、戦後においては空洞化された。

ドイツ労働運動は、一九五九年五月、SPD(社会民主党)の有名なゴデーヌベルク綱領の成立をもって、改良主義に漸

進的に地すべりをしていき、この間におけるドイツ帝国主義の飛躍的發展は、他方における労働運動の抑圧、体制内の労働組合運動の右傾化をまねき、結局「一九六九年迄、反資本主義を表明した闘争はなかつた」と言う。

ドイツにおける二〇年間にわたる共同決定、実践の成果は、コルベによれば、「労働者代表の企業への統合と、官僚主義的労働組合の強化、労働者の彼らの代表者への不信、参加への無関心」である。

経営者と労働組合との間の、又、労働者とその代表者との間の離反関係は、労働者と労働組合との対立をまねき、それは、一九六九年秋に「山ねコストライキ」となって爆発した。

「山ねコストライキ」は、別名、野蛮人のストライキとも呼ばれ、組合機関の承認をへずに、現場労働者の下からの突き上げによつて、自然発生的におこなわれた反資本主義的反乱であり、労働者たちは、労働組合から独立して、彼等自身の要求のために闘つたのである。この「山ねコストライキ」をもつて、六〇年代の「社会的な平和」は終りを告げ、現在、政府によつて、共同決定の拡大の計画が、社会民主党政府のゆきづまりの打開と、労働者階級の反資本主義的傾向を抑え

つけるために出されている。⁽¹¹⁾

ドイツの極左は、「共同決定の改革は、官僚主義的労働組合の權威の増大、従つて労働者階級の眞の反資本主義的要求の抑圧⁽¹²⁾」であるとして反対しているが、二五年間の共同決定の実践は、「参加の形式の不充分さや、労働者たちの自分たちの代表や組合に対する不信と警戒心を発展させたことや、組合の拘束、反資本主義的な社会意識のめざめや政治計画の形成を奨励した点において評価できる⁽¹³⁾」ものである。

しかしながら、共同決定は、本質的に「経営参加」であり、ブルジョアジーの上から与えられたもので、労働者階級の下からの自主管理の意識の形成にはプラスとなっていない。

「共同決定の実践は、ドイツ労働者のなかの自主管理の意識の形成を、直接すすめたとは言えない⁽¹⁴⁾」という評価を下している。

コルベは、ドイツにおける極左とは一線を画しながらも、結局、共同決定は、下からの「参加」のない改良主義であり、労働者階級の下からの自主管理の意識の形成にはプラスとなっていないことを主張するのである。

以上のコルベ論文を、戦後のドイツ労働運動の実践に照ら

してとらえ直してみる時、確かに、労資同数代表制による一九五一年の共同決定法は、実質上空洞化され、一九五二年の経営組織法も、極めて制限されたものであったし、一九五九年のゴードスベルク綱領によって国家独占資本主義支配体制のもとへの労働者階級の「統合」が、定着した感があつた。

また、これらの制度の改革案は、すでに、一九七三年一月、ブランド政権のもとで、新経営組織法として施行され、一九七六年三月には、シュミット政権のもとで新共同決定法が制定されている。

これら二法は、「基本的には労働者階級の要求をせらし、西ドイツ独占資本の支配体制の維持を計ろうとするもの⁽¹⁵⁾」であつて、コルベによれば、「社会民主党政府のゆきづまりの打開と、労働者階級の中の反資本主義的傾向を抑えつけるために出されたもの⁽¹⁶⁾」である。

従つて、現在の改革案に対する評価、さらに一九五九年以来の統合化された共同決定の実質についての批判は、妥当であつても、戦前からの歴史をもつ労資同数代表制の「共同決定」に対する評価として、妥当性を欠くと言えよう。すなわちコルベは、一九五一年二月一日のゼネストの結果かちとら

れた人民の闘争の成果としての共同決定の民主的側面をみないと言う一面的な評価に陥入っている。勿論、既述したように、戦前における進歩的な側面を否定しているのではなくて、評価はしても、それは「自主管理の希望の向かい火」としての抽象的なものであって、戦後の労働者階級の闘争の産物としてではない。

このことは、二五年間の共同決定の実践を「労働者代表の企業への統合、並びに官僚主義的労働組合の強化、労働者の彼らの代表者への不信」とみることに、とりわけ、既存の労働組合組織を認めない、或は否定する見解となつてあらわれている。

この共同決定の内容の評価の違いが、DGB（労働組合総同盟）及び、一九六八年キージンガー政府のもとで合法活動を開始したDKP（ドイツ共産党）との意見の違いを生み出していると言えよう。

DGBは、たとえ西ドイツ及び西ベルリンの一六の労働組合の統一組織であるとは言え、統一要求としては、労資同等の共同決定権を要求しており、経営組織法の改正、経営外レベルでの国家、州、自治体の経済的諸決定における共同決定を要求しているのである。

すなわち、DKPは、共同決定を、「社会的パートナーシップ」や「階級調和」の手段としてはとらえず、民主的権利と統制のための闘争としてとらえており、経済生活のすべての部面——職場、工場、企業——での共同決定と民主的規制を要求しているのである。¹⁷⁾

—コルベ論文とDGB、DKPとの共同決定に対する評価の違いは、一言で言えば、「労働組合」の評価の違いに求められよう。

前者は、労働組合の意義を過少評価し、既存の政党や労働組織の役割を否定しようとする。従つて二五年間にわたる共同決定の実践は、官僚主義的労働組合の強化をまねいた点で、否定的な評価を与えているのに対して、後者はあくまでも、既存の労働組合を基盤にした真の共同決定法の遂行の要求をかかげるのである。

ここにおいて、一つの重要な問題が提起されよう。それは、労働運動の前進にとつて、既存の政党や労働組合のもつ役割と意義である。

ドイツにおいても、組合機関の承認をへずに山ねコストライキが発生し、以後、現在までにこの種の出ねコストライキ

は頻発しているが、その場合、闘争の母体は、職場委員会や経営協議会であり、そこでは、労働組合指導部に対する批判が強まっており、職場闘争を基礎にした組合活動の強化が叫ばれている⁽¹⁸⁾。

従って、DKPを中心とする民主勢力の間でも「さしあたり、組合規約を変更し、職場委員会に対して、経営における基礎単位としての組合政策的地位を与え、その職場委員会をとおして組合と現場労働者との結合を深め、職場に根ざした組合活動の強化⁽¹⁹⁾」が叫ばれるに至っている。

「全労働者のイニシアチヴと自発性」は、新しい組織形態を必要とするのではないか、というのが、コルペ論文の主旨でもあり、最近の新しい論調の特徴でもある⁽²⁰⁾。

既存の組織、特に労働組合によらない労働者自身による労働の機構の主張は、現代自主管理論者の主張に流れる共通の要因であり、マルセル・ヴィレムは、『権威と自主管理⁽²¹⁾』において、「集団的権威と社会全体の労働者権力による掌握」を主張している。

また、反「労働組合」の主張が、極端になれば、ミハイロ・マルコヴィッチのように、反官僚、反社会主義の主張にま

で押しつめられることになるが⁽²²⁾、これら極端な例は別として、これらの主張の背後には、既存の右傾化した体制内の官僚主義的労働組合に対する批判が横たわっているのであって、労働組合の体質改善の要求とあいまって検討されねばならぬ重要な問題である⁽²³⁾と考える。

(二)

次に、フランスにおける自主管理運動の一つの実験例として示されるリップ労働者の自主管理闘争の経過をみてみよう⁽²³⁾。いわゆるリップの闘争とは、一九七三年六月十四日、工場閉鎖と解雇に反対した労働者による工場の占拠に始まり、翌一九七四年一月二十九日「ドール協定」締結までの約九ヶ月間にわたる労働者の闘争をさすのであるが、闘争の背景として「フランス政府のECを政策的枠組みとしてヨーロッパ時計工業の再編成をすすめているスイスのトラストのリップへの資本参加と合理化、解体政策⁽²⁴⁾」があり、リップ労働者の闘争目標は、「たんなる雇用の確保に止まらず、外国資本によるフランス経済への浸透とそれを是認している政府の産業政策を転換させ阻止すること⁽²⁵⁾」にあったのであり、「労働者の組

合所属の違いを越えた団結を基礎にして、工場の自主的運営という形態をとったこと⁽²⁶⁾にその独自性があると言えよう。

ここにおいても、闘争の母体として、従来よりの「企業委員会」及び「従業員代表制度」に加えて、行動委員会、支援委員会が結成され、多数の労働組合、団体、政党、文化、民主団体が参加して、工場の「永続的な占拠」、工場の「自主的運営」による「連帯販売」「自主資金」の支払いが、七つの常設委員会の設置によっておこなわれたと聞くが、何より注目すべきは、CGT金属労連の提案が、民主的変革を展望するなかで、また共同政府綱領の内容を実現するなかで、「国民的合意のえられる解決策」として出された点である。

CGT金属労連の提案とは、労働組合としての独自の解決策を打ち出し、政府に対して政策転換を要求したものであり、二つの方向を打ち出している。一つは、民主的国有化、左翼共同綱領にもとづく「民主的政府の参加」であり、もう一つは、あらゆるカテゴリーの勤労者による「真の参加をとまなう企業の民主的管理」である。

結局、九ヶ月間にわたるこの闘争は、一九七四年一月二四日の「ドール協定」の締結により、オルナン工場の操業が開

始され、旧リップ社の七八パーセントを占めていた時計製造部門は維持されたことにより、闘争は一応の成果をみたと言えるであろう。

勿論、ここにはリップの闘争形態についてのCGTとCFDTとの論争⁽²⁸⁾があり、資本、経営者側の法的措置に対する労働者管理という形態の有効性の問題、工場の自主的運営という場合の生産手段や原料及び資金の調達の問題、資本の側の形態など、解明されねばならぬ種々の問題点を含んでいるが、この闘争には、フランス労働運動の将来の展望にかかわる課題、すなわち、CFDTや社会党の主張する労働者による「自主管理」社会か、それともCGTやフランス共産党の主張する民主的政府による民主的管理と企業の自律的管理か、という二つの路線の相剋が、闘争の過程で激しく露呈されたことである。

自主管理をめぐるフランス社会党と共産党との論争について、以前から、真の自主管理を主張するイヴオン・ブルデは、最近、次のような論評をおこなっている⁽²⁹⁾。

ブルデは、モテと、シュヴェーヌマンによる二つの論文の紹介をしながら、つまり、モテによる、人類の歴史の発展段

階における考察、すなわち、第一、労働者の道具や原料に対
するか、かわりの段階、第二、労働者間の協力、共同作業の
段階、第三、工場における集団的管理の段階、第四、企業、
第五、社会組織全体による社会全体の管理の段階をあげ、
△下からの√自主管理を主張するモチと、国家の変革による
△上からの√自主管理を主張するシュヴェーヌマンの見解と
を対比させながら、最近の諸政党の「自主管理への接近」を
とりあげて、次のようにのべる。

『共同綱領』は、△権力をとる√ために有益であるが、フ
ランス共産党の自主管理への改心の意味について質問する必
要はないか。いわく、共産党は、自主管理的社会主義と民主
主義的管理とを混同している。

また、社会党は「自主管理が、非能率的制度である」と言
いながら、自主管理の方向に進むことは、自滅ではないのか、
と問いながら、「社会党は、自主管理を宣言するが、社会党
の政府綱領における、多数の労働者の共同管理の直接の履行
にかかわる点で、他の社会主義政党よりも立ち遅れている」⁽³⁰⁾
「革命的な言辞と、縮小された実践との間の距離は何を意味
するか」と、暗に社会党の綱領を批判するのである。

社共両党を批判し、真の自主管理は自己の立場にあると主
張するブルデの立場は、結局、「共同政府綱領」にもとづく
「左翼連合」のもとに結集したフランス労働者階級の統一戦
線の旗の下にはなく、従って、その一翼を担う勢力ではない
ことが、明らかとなるのである。

(三)

次に、アメリカにおける最近の新しい自主管理運動につい
て紹介しておこう。

ヴァネークは、次のようにのべている。⁽³¹⁾

「アメリカ合衆国では、労働者が企業の統制をとることが
できると言う思想は、まだユートピアに留まっている。自主
管理の領域におけるアメリカの遅れは、労働組合が、賃金の
増大や労働条件の改良にのみとらわれて、長期の展望をもた
ないことにある。」

また、ブルエとコルベによる「紹介、アメリカにおける自
主管理とは？」のなかでも、次のようにのべられている。

「アメリカにおける労働運動、社会主義運動が、広く反民
族主義運動、学生、青年運動、反戦運動、婦人の自由のため

の運動を包含しながらも、労働者階級に根をもっていないのは、アメリカの労働組合が自主管理を支持していないことにその原因がある。⁽³²⁾

ドイツにおいては、上からの統制がきびしく、独占資本への統合の性格をおびた新共同決定法、新経営組織法が、労働者階級の要求をそらし、独占資本の支配体制の維持をはかろうとする意図のものに制定されているという事実は、逆に言えば、DGB（ドイツ労働組合総同盟）を中心とした労働組合運動が、強力に展開されていることをもの語っていると言えよう。

フランスにおいては勿論、政党や労働組合が、未来の社会主義像として自主管理を展望しているのであるが、アメリカにおいては、逆に労働組合が長期の展望をもたず、自主管理を支持していない、或は全くの無関心を示していることから、自主管理運動が立ち遅れているという事実の指摘は、労働組合運動の発展と、自主管理運動との関連について、一つの示唆を与えているように思われる。

従って、アメリカでは自主管理運動としては歴史も浅く二年限りから、大学内のラジカリストの運動に留まっている

のである。

それは、新左翼による現代経済学、「反官学、反正統派マルクス主義」⁽³³⁾であり、新古典派理論と結びついたものである。

そして、この「自主管理のための人民」の運動は、小規模だが急速に発展し、二つの国際会議を開くまでに至っている。デスローリエによれば、⁽³⁵⁾アメリカ合衆国における自主管理についての二つの国際会議が行なわれている。第一回は、マサチューセッツ州のケンブリッジ大学で、四〇〇名参加のもとに開催され、第二回は、一年後の一九七五年六月、六、七八の三日間、ニューヨーク州のコネル大学で七〇〇名の参加のもとにおこなわれている。

第二回めの国際会議⁽³⁶⁾では、次のようなことが問題となった。

第一は、市場の概念の問題の再燃である。ヴァネークは、市場と社会主義とを両立させようとするが、他の多くの参加者は、二つの概念の両立に疑問を抱いた。

すなわち、「統制された市場は、まだ市場と言えるのか？ 質的な飛躍はどこにあるのか？ 市場を、権威的でない中央の計画によっておきかえることは可能だろうか」という⁽³⁷⁾社会主義にとって基本的な問題が、討議されたことは有意義であ

った。

第二に、マルクス主義にとつての個人の意味の重要性が論議され、「大部分の人々は、階級闘争と自主管理との仲の悪さに驚かない」

第三に、労働の官僚的機構について論議され、さいごに、自主管理は「どの階層に基盤をおくのか」という問題が提起された。

自主管理が、真に変化を産み出すのならば、それは労働者、救恤貧民 (Relief, etc.)、婦人、少数者の観点から発展すべきであつて、恵まれた層に基盤をおくのならば、何を変革するの不明となる、とデスローリエは主張する。

また「精神労働者のプロレタリア化は、もはや空虚な言葉ではない。カナダのトロントでも、大学卒業者の半分が失業し、職がなくて職をみつけるのに六ヶ月以上かかる」と、のべていることは、資本主義国一般にみられる失業者数の増大の事実と重ね合わせてみると「高学歴、若年齢層の失業」問題として興味深いことである。

このように、アメリカにおける自主管理運動とは、二年ほど前からの一部ラジカリストによる自然発生的な性格をおび

最近の西ドイツ・フランス・アメリカの自主管理運動について (津島)

たものであるが、他方において、ベルマン論文は次のような事実を指摘している。³⁹⁾

「補強板産業における労働者協同組合」の歴史は、半世紀以上の歴史をもつ古いものであると、ベルマンは次のようにのべている。

「太平洋の北西側では、補強板の一八の工場労働者が、企業を所有し、管理についての直接の統制を行使する。各々のメンバーが、職務や投資にかかわる決定の発言権や監督者の選定や操作を監督する役目において、平等に参加する。連合した労働者たちは、あらゆる利益についての権利をもち、不足額を負担するのである。」⁴⁰⁾

ベルマンは、「アメリカ合衆国の加工業において、労働者の協同組合は無数には存在せず、補強板産業において特に、労働者の協同組合が最初から重要な部門を占めているのである」とのべ、労働者協同組合の歴史的な形成過程や、働き具合の考察をおこなった上で、次のような結論を導き出している。

アメリカ合衆国における補強板協同組合の労働者たちは、労働機構の改善や、企業の生産力を示した上で、「生産者た

ちの自己支配（自治）や、労働における民主主義を教えることができ、⁴⁰「参加」を最大限迄高め、仕事を人間らしくして収入の平等を保証することができるという証明を与えた⁴¹のである。

同時に彼等は、「生産的エネルギーを自由にして、手の熟練や手工業を發展させる能力」を示している。そしてこれらの結果は、「革命理論や組合及び政治的イデオロギーの援助なしに、また政府機関や私的資本や、労働組合の最小の援助もなく達成することができた」これこそ、自然発生性にもとづいた、下からの自主管理の実践であると、ベルマンは強調するのである。

（四）

以上、ドイツ、フランス、アメリカにおける最近の自主管理運動の概略を紹介し、若干の問題点を指摘してきた。

既述したように、⁴²「自主管理」という語は、一九六〇年代の産物であり、ユーゴを除いた資本主義諸国においては、特に一九六八年のフランスの五月闘争以来、ここ数年にわたって展開されている新しい動きであるが、「自主管理」の原理

については、各国ともにそれぞれ古い歴史的实践の経験をもっていることが判明した。

ドイツにおける共同決定法は、戦前からの古い歴史をもつものであり、フランスにおいても、かつて、フリーエ主義者であるゴダンは、一八五九年に「ファミステール・ド・ギーズ」と称する協同組合組織の宏壯な社会的建物「パレー・ソシアル」を構築し、一八八〇年には、この工場を労働者たちに譲渡して、それを完全な労働者生産組合に改組しようとしたのであり、この実験は、一八八〇年から一九一三年までの三三年間にわたって続けられたと言う歴史的事実がある⁴³。

同様に、アメリカにおいても、補強板産業における労働者協同組合は、半世紀の歴史をもつものであることが判明している。

このように、「自主管理」思想の原型は、各国において古い歴史の実験や産物を生んでいるが、現代国家独占資本主義段階における労働者と資本家との階級対立の場における、下からの、労働者のイニシアチヴと自発性にもとづく自主管理運動は、一九六〇年代の産物であり、現代労働運動における新しい波として、次第にその意義を高めつつあると言えよう。

また、フランス、アメリカにおいて提起された、労働者の生産協同組合と、自主管理との関係については、今後の課題とする。

(一九七六年九月三十日脱稿)

(1) 雑誌『経済』創刊一五〇号記念、特大号は、特集「経済民主主義のために」を掲載している。(新日本出版社、一九七六年一〇月号)

(2) 本稿は、フランスにおいて、一九六六年以来、発行されている世界の自主管理に関する研究を集録している雑誌『自主管理と社会主義』の最近号、主として一九七五年三月と六月発行の第三〇と三十一号と、一九七五年六月と十月発行の第三二号に掲載された諸論文を中心に紹介を試みるものである。従って限られた資料の中だけでの論評であることであらうかじめお断りしておきたい。(Autogestion et socialism, No. 30 ~ 31, Mars-Juin 1975, No. 32, Juin-octobre 1975) 特に西ドイツについては、西ドイツの共同管理についてのベタホルプ論文の紹介だけでは、不十分であることは明白であって、西ドイツの共同管理についての本格的な研究は、後日に期したい。

(3) Olivier Corpet, *cogestion et capitalisme, Bilan, critiques et perspectives de la cogestion en Allemagne Fédérale, autogestion et socialism*, No. 30 ~ 31, Mars-Juin 1975, pp. 73 ~ 90 など。ホルプは共同管理 cogestion という語を使用しているが、この共同管理の内容は、実質上、西

最近の西ドイツ・フランス・アメリカの自主管理運動について(津島)

イツにおける共同決定制度を指しており、ドイツ語では、*Mitbestimmung* となる。また、フランスの自主管理との対応でみれば、*Selbstverwaltung* となる筈である。以下、本稿では、ホルプの言う「共同管理」とは、内容的に「共同決定法」であることから、「共同決定」の訳語に統一する。勿論ホルプは、共同決定法を含めた共同管理を問題にしているのであるが、概念の混乱を避けるために統一するまでである。

(4) *ibid.*, p. 74.

(5) 共同決定法ならびに経営組織法の機構については、以下の論文に、図解と解説がある。前川恭二「西ドイツの共同決定制度と労働運動の問題」『経済』一九七六年一〇月号、一五〇号、二三ページ。なおホルプ論文と前川論文とは偶然ながら内容的に一致する時期を扱っているため、本稿では前川論文に依拠することが多かった。記して謝意を表したい。

(6) 進歩的であったことを、ホルプは J. M. Vincent や F. Emery の論文に依拠して、「自主管理の希望の向かい火」ないし「企業管理への直接の参加」となりえたとして評価している。*ibid.*, p. 78.

(7) Godesberg 綱領は、別名「社会民主党の自己放棄の文書」と言われ、生産手段の私的所有を是認し、国家独占資本主義的支配体制のもとでの労働者階級の統合をめざしたものと云う評価を受けている。(ibid., p. 79. 前掲、前川論文、二三ページ)

(8) *ibid.*, p. 80.

(9) *ibid.*, p. 85.

一七七(六一五)

- (10) *ibid.*, p. 86.
- (11) コルベ論文の執筆時は、一九七五年三月以前であって、この一年後、一九七六年三月に、新共同決定法が制定されている。新経営組織法も、一九七二年一月から、ブランド政権のもとで施行されている。本稿における改革案とは、これら二法をさすことは明らかである。なお、新しい共同決定法については、「海外労働経済月報」第26巻第2号一九七六年第三〇一号、一六ページから二二ページを参照のこと。また、異なる角度からではあるが、次の文献に紹介がある。「西独に新しい共同決定法」筒井義男「五十年をかけた共同決定権」(同盟、一九七六年五月号)「西独、新共同決定法の内容」(同盟、一九七六年六月号所収)
- (12) *ibid.*, p. 89. ジョーゼフ・ミレー(アメリカン大学経済学部教授)は、「欧州労働者の経営参加」のなかで、西ドイツにふれ、「組合は、極左勢力が直接の労働者の民主主義を求め、要求を、資本主義と労働組合官僚主義を一つとも切りくずす手段として逆用しようとした態度に驚きあわてている」とのべている。(IMF日本協議会一九七五年第六号、五二ページ)
- (13) *ibid.*, p. 89.
- (14) *ibid.*, p. 89.
- (15) 前掲、前川論文、二四三ページ。
- (16) *ibid.*, p. 89.
- (17) DKPの要求については、前掲、前川論文、二三九ページ以下参照のこと。
- (18) 前掲、前川論文、二四一ページ。
- (19) 同上、二四二ページ。
- (20) 勿論、以上の展開はフランスの自主管理論者オリヴィエ・コルベ論文を手がかりにした西ドイツ共同決定制度に対するほんの一小部分の評価であることをお断りしておきたい。
- (21) Marcel Willemis, "autorité et autogestion", *autogestion et socialism*, Mars-Juin 1975, No. 30~31, pp. 63~72.
- (22) Mihailo Marković, *les contradictions internes des états a constitution socialiste, autogestion et socialism*, Mars-Juin 1975, No. 30~31, pp. 13~28.
- (23) 本稿では、主として左記の文献に依拠した。小山修「フランスLEIP労働者の自主管理闘争について」明治大学経営学研究所、経営論集、第二三巻第一号、昭和五〇年九月発行。
- (24) 同掲書、一三八ページ。
- (25) 同上、一三八ページ。
- (26) 同上、一三八ページ。
- (27) 同上、一五二ページ。
- (28) 同上、一三九ページ。
- (29) Yvon Bourdet, *l'autogestion n°5, Autogérer (par en-haut) ou (par en-bas)?, autogestion et socialism*, Mars-Juin 1975, No. 30~31, pp. 91~107.
- (30) *ibid.*, pp. 106~107. この論文の執筆時は、一九七五年三月以前であって、その直後にフランス社会党の全国大会が開かれ、自主管理一五のテーゼが発表されている。ブルデの言うこの不十分な点が、どのように改正されているのかは、こ

- れ以後の論調をみないと不明である。なお、社共の自主管理論争については、拙稿参照のこと。『現代フランスにおける自主管理論(ブルレーン)』(『社会主義的所有と管理』立命館大学人文叢書(有斐閣)所収、二三七～二七五頁)
- (31) Jaroslav Vanek. Introduction. Ou en est l'autogestion aux Etats-unis?, autogestion et socialism. No. 32. Juin-octobre, 1975, pp. 22～27.
- (32) Jacqueline Phuet, Olivier Corpet, presentation, l'autogestion aux Etats-unis? autogestion et socialism. No. 32. Juin-octobre, 1975, pp. 3～21.
- (33) *ibid.*, pp. 14～15.
- (34) 彼らの主張は、社会主義者、共産主義者よりも一層「急進的で」、「生産手段の私的所有の廃止及び、新しい国家への移動ではなくて、生産手段の所有の概念そのものの完全な除去」を主張するところ。(J. Vanek, *ibid.*, p. 25)
- (35) Jean-Pierre Desautiers. Deuxieme conference internationale sur l'autogestion (Etats-unis), autogestion et socialism. No. 32. Juin-octobre 1975, pp. 109～112.
- (36) デスローリユは、第二回めの国際会議について次のように述べている。第一回めとくらべて、参加者も三〇〇名増大し、種々の国からの多様な参加が目立った。ベルギー、フランス、スウェーデン、ドイツ、アフリカ諸国の他に社会主義国、中国、キューバも入っている。これは、自主管理運動を世界的な、母国のないものにしたあらわれである。(ibid., p. 109)
- (37) *ibid.*, p. 110.
- (38) *ibid.*, p. 112.
- (39) Katrina V. Berman. Les cooperatives ouvrières dans l'industrie du contreplaqué, autogestion et socialism. No. 32. Juin-octobre, 1975, pp. 47～64.
- (40) *ibid.*, p. 47.
- (41) *ibid.*, p. 64.
- (42) 拙稿「現代フランスにおける自主管理思想の本質」東北大学研究年報『経済学』第三六巻第一号所収。
- (43) 平実『市民革命と協同思想』—フランス協同組合思想史—ミネルヴァ書房、昭和三五年発行、二二五～二二五ページまでを参照のこと。